

## 輸出国制度調査について

### (ベルギー王国)

#### 1. 調査期間等

- (1) 期間: 2017 年 11 月
- (2) 内容: ベルギーにおける食品衛生関連省庁の機能と所掌業務の調査
- (3) 対象: ベルギー連邦政府食品安全庁 (FASFC)

#### 2. 調査結果(概要)

##### (1) ベルギー連邦政府食品安全庁(FASFC)の組織構造及び所掌業務

食品衛生を管轄する当局は、ベルギー連邦政府食品安全庁(FASFC)であり、フードチェーンにおける人間及び動物の健康を守ることを目的としている。食品衛生確保については、EU が定める EU 規則及びベルギーの国内法に基づいて、食品事業者が自主管理を行っている。食品事業者は、自主管理システム(SCS)を定め、それに基づき管理を行う義務がある。

FASFC 全体の職員数は、1,250 人である。研究所は、ISO17025 の認定を受けた FASFC の施設5カ所その他、外部の認定研究所が 50 カ所ある。

管轄している国内の事業者は 157,000 施設であり、年間 130,000 件の立入調査等を行い、30,000 件のサンプリングを行っている。

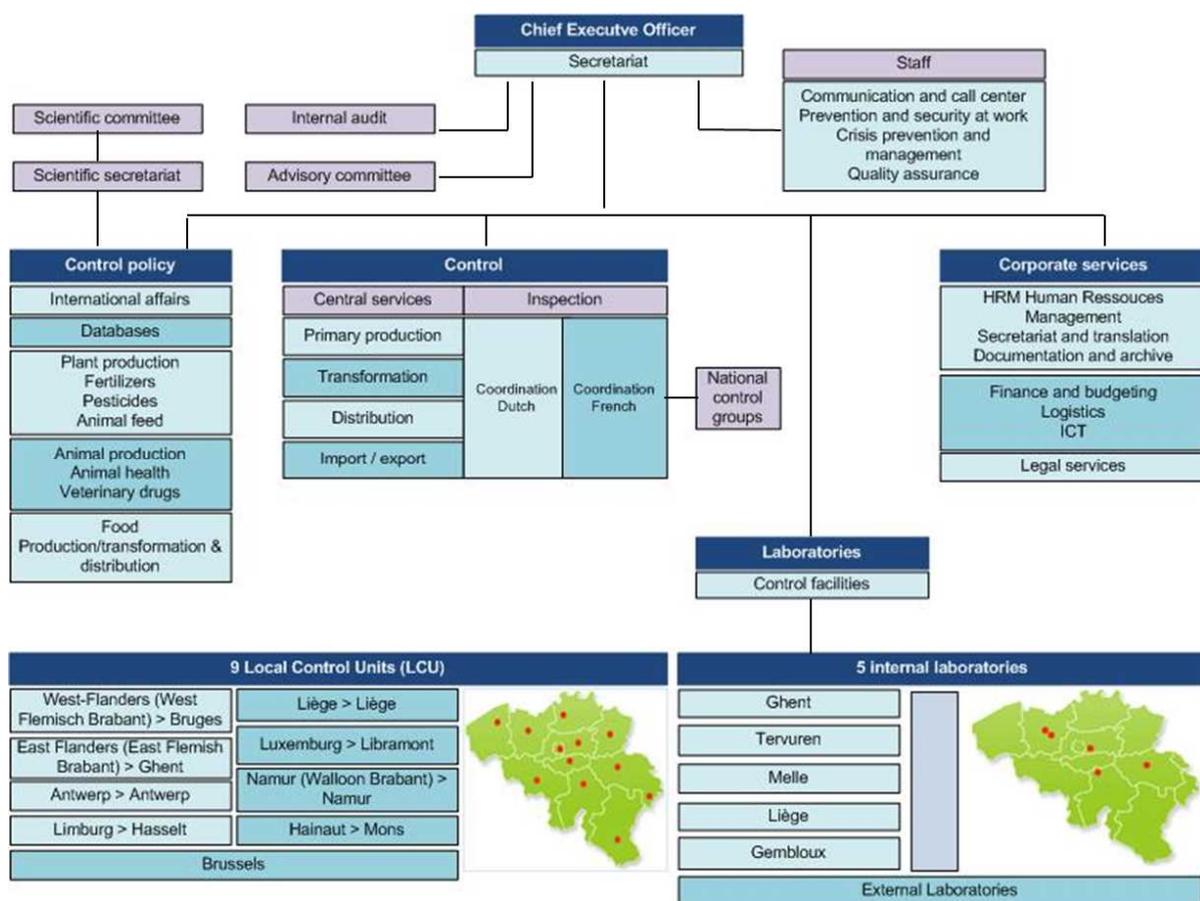
サンプリング数は、例えば化学物質の場合、物質の性質(汚染の影響、可能性、分布)や事業者の情報、原材料への混入可能性などから統計学的手法によって決定される。

FASFC による事業者監査 (Inspection) の頻度は、FASFC もしくは、FASFC から認定された外部認証機関により SCS の認証 (Audit) を受けているかどうか、前回の Inspection の結果、過去二年間の罰則の状況などから決定される。

SCS の認証を受けている事業者は、Inspection の頻度が下がり、減税措置が受けられる。

農業、加工業、サービス業(レストラン等)いずれの分野においても SCS の認証を受けている事業者の方が Inspection の結果が良いという結果が得られている。

FASFC の組織図は以下のようにになっている。



(1) Chief Executive Officer

FASFC の最高責任者。

(2) Control policy

国際調整、データベース管理、農産物管理、動物管理、食品管理について総合政策を担当。

(3) Control

原料生産、加工、販売、輸出入の実務の統括を行っており、9 Local Control Unit(LCU)を垂直的に管理。

(4) Laboratories

研究所の管理部門、5 internal laboratories を垂直的に管理。

(5) Corporate services

FASFC の人事、財政、法令部門。

(6) 9 Local Control Unit(LCU)

国内を9カ所に分け、それぞれの地域の食品安全の実務を担当。

(7) 5 internal laboratories

国内5カ所にある FASFC 直轄の研究所。

## (2)ベルギーの食品衛生関係法令等

ベルギーは EU 加盟国であり、以下の EU 規則を適用している。

- ・総合的な食品規則

Regulation(EC)No 178/200

- ・政府当局向け規則

Regulation(EC)No 882/2004(公的な監視の法律)

Regulation(EC)No 854/2004(動物由来製品に適用される衛生規範)

- ・事業者向け規則

Regulation(EC)No 852/2004(食品衛生の法律)

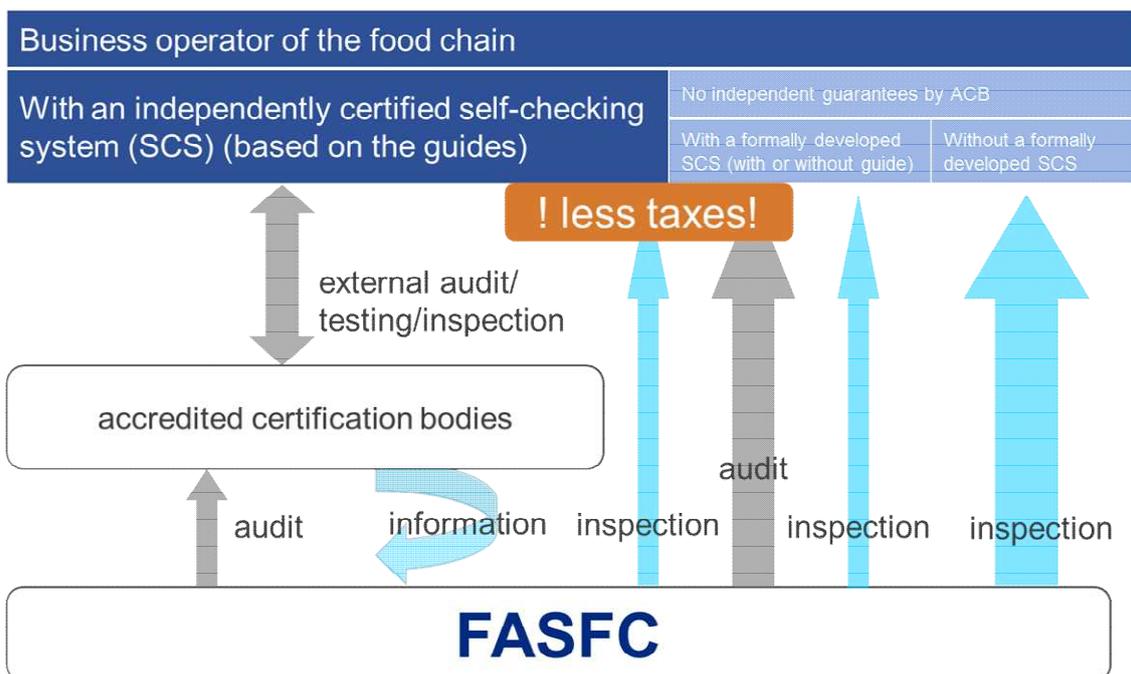
Regulation(EC)No 853/2004(動物由来製品に適用される衛生規範)

## (3)Self-Checking System(SCS)と HACCP について

ベルギー国内の食品衛生については、国内法である Royal Decree of 14/11/2003 により、食品事業者は HACCP 原則に基づく自主管理システム(SCS)を導入すること(事業規模や業態に応じて弾力的に適用されている)、危害発生時の報告義務、トレーサビリティの確保が規定されている。セクター(業種)毎に、事業者団体が管理システムのガイドを作成しており、基本的にそれに基づき事業者が SCS を作成する。ガイドを使用するかどうかは事業者が決定できる。また事業者は自身の SCS の認証(Audit)を受けることを通じて、自身の SCS の検証(Validation)を行うことができる。

事業者への立入検査としては、認証(Audit)と監査(Inspection)があり、どちらも有償である。認証(Audit)は、事業者の希望に基づき(義務ではない)、FASFC または FASFC から認定された外部認証機関が SCS のシステムのみの確認を行うもの。監査(Inspection)は、FASFC が抜き打ちで SCS のシステムの確認及び現場での衛生管理状況を確認するもの。

SCS の認証を受けた事業者は、Inspection の頻度低減や減税の措置を受けることができる。



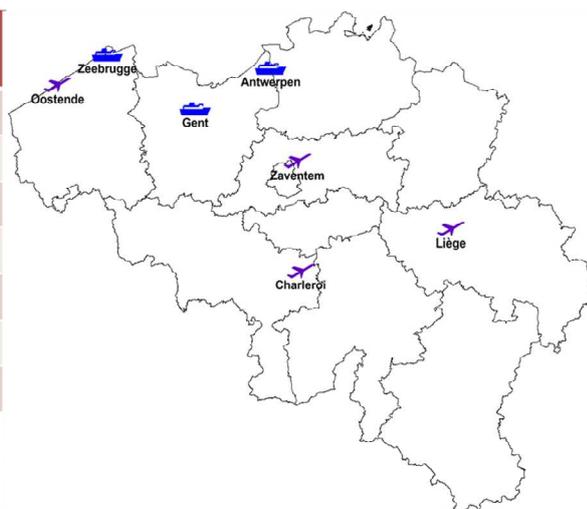
#### (4) 輸出・輸入監視

##### ① 輸入監視

輸入については、EU 全体で行うという考え方であり、EU 内で相互流通させるため、基準は統一されている。通常食品は、EU 加盟国の1か国で1度検査を行えば、域内での移動は自由となっている。ただし、生体の輸入は例外であり、それぞれの国で獣医が検査を行っている。担当部署としては、Control policy の国際調整部局、Control の輸入輸出部局、Control 直轄の BIP (Border Inspection Post) がある。各部門の役割は主に、国際調整部局は EU ワーキンググループへの参加や EU 規則の進展作業、輸入輸出部局は、輸入管理と域内貿易の調整や RASFF の情報拠点、BIP は輸入管理の実務を行っている。BIP は国内に7か所 (3港湾、4空港) あり、輸入時の確認は EU 加盟国で統一されており、貨物に関する書類検査、貨物と添付書類の同一性検査、サンプリング等の物理的検査が行われる。

2015 年には、5,072 件の輸入貨物 (野菜、果実、ハーブ、スパイス等) の内、633 件の分析が行われ、分析結果の結果 27 貨物が不適合 (農薬: 20 件、マイコトキシン: 7 件) のため廃棄された。

Location	Commodities the BIP is approved for
Antwerpen	NC, NHC
Charleroi	LA - Insects
Gent	NC, NHC
Oostende	HC, LA - Equidae
Liège	NC, NHC, LA
Zaventem	NC, NHC, LA
Zeebrugge	NC, NHC



NC = human consumption

NHC = non human consumption

LA = live animals

## ②輸出監視

輸出の際の要件は、EU と第3国間または、特定の加盟国と第3国間で設定することが出来るが管理については、同じ方法で行われる。EU の輸出に係る規則としては、Regulation(EC)178/2002 の第 12 条において、第三国に輸出される製品は、輸出先国に特定の定めがある場合を除き、最低限 EU 域内での要件に適合していることが要求される。また、Regulation(EC)882/2004 では、食料や飼料貿易における公平性の確保、人や動物へのリスクの予防や低減のため、全ての生産段階での公的機関の監督、EU と国家の検査官の責任について明記されている。

ベルギー国内での輸出管轄部局として、中央では Control Policy の国際調整部局と Control の輸入輸出部局が関わっており、地方部局としては、LCU が担当している。主な業務として、国際調整部局は第3国との輸出条件の交渉、第3国からの要請に基づく情報提供、輸出衛生証明書の作成、輸出事業者と輸出認定者に対する指導等を行っている。輸入輸出部局は、LCU の業務支援や輸出関連業務の監督等を行っている。LCU は輸出関連の検査、輸出衛生証明書の発行等を行っている。

輸出事業者と輸出認定者向けの指導書には、輸出要件、実施すべき検証、LCU 間での認定の調和等が記載されている。

衛生証明書の様式については、FASFC が EU 規則に基づいて作成した一般的な様式と2国間協議に基づく証明書の2種類がある。一般的な様式に合意した場合であっても、輸出先国は、事前に FASFC に通知すれば証明書に特定要件の追記を求めることが出来る。

輸出認定者は、輸出に関係する全ての要件が満たされた場合のみ証明書を

発行する。証明書発行時には認定者固有番号を証明書に記載し、署名した上で、個人のスタンプを押す。衛生証明書に記載されている番号から、LCU、認定者、発行年等の追跡が可能となっている。

### 3. 参考法令 (URL リンク)

- Regulation(EC) 178/2002: General principles (総合原則)  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:031:0001:0024:EN:PDF>
- Regulation(EC) 882/2004: Official controles (公的な監視の法律)  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2004R0882:20090807:EN:PDF>
- Regulation(EC) 854/2004: Official controles on products of animal origin (動物由来食品の公的な監視の法律)  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2004R0854:20091101:EN:PDF>
- Regulation(EC) 852/2004: Food hygiene (食品衛生の法律)  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2004R0852:20090420:EN:PDF>
- Regulation(EC) 853/2004: Hygiene of products of animal origin (動物由来食品の法律)  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2004R0853:20100101:EN:PDF>
- MANCP: Multi-annual national control plan (ベルギー国家監視計画)  
<http://www.afsca.be/about/mancp/>

以上